

社会福祉法人浦和乳幼児センター 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦和乳幼児センター（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益で、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤役員 報酬、退職慰労金

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の役員等に対する報酬等の総額は年額2,000万円以内とする。

- 2 常勤理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める報酬等の区分による額とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬及び退職慰労金は 別表第2に定める額とする。
- 4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用)

第5条 役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費として、交通費を実費支給し、宿泊する場合は1泊つき20,000円の宿泊費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事の報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に基づくものとする。

- (1) 報酬は毎月25日に支給する。ただし、金融機関休業日に当たるときは繰り上げて支給することができる。
- (2) 賞与は毎年6月及び12月に支給する。

- (3) 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 60 日以内に支給する。
- 2 非常勤役員の報酬等及び役員等の旅費等の費用は、必要の都度支給する。
- 3 報酬等及び費用は、通貨により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その親族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

- 第 7 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し若しくは解任された場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（公表）

- 第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議より行う。

（補則）

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定める。

附則（2021 年 3 月 25 日議案第 1 号）

- 1 この規程は公布の日から施行し、2021 年 3 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 項の規定のうち評議員に係る報酬及び退職慰労金に関する規定は、2021 年 3 月 25 日議案第 1 号による定款の変更がさいたま市に認可された日から施行する。
- 2 別表第 1（第 4 条関係）の(1)月額報酬における備考に記載の「当該役職の任期」の更新回数は、この規程の施行日現在で当該役職にある者の実際の経歴に基づくものとする。
- 3 別表第 2（第 4 条関係）の(2)退職慰労金については、この規程の適用後から 2021 年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までの退職に限り、表に定める算式にかかわらず上限額を 20 万円とする。

別表第1（第4条関係） 常勤理事の報酬等

(1) 月額報酬

役職名	号給	報酬月額
理事長	1号給	350,000円
	2号給	400,000円
	3号給	450,000円
	4号給	500,000円
	5号給	550,000円
常務理事	1号給	280,000円
	2号給	320,000円
	3号給	360,000円
	4号給	400,000円
	5号給	440,000円

備考

原則として、就任時は1号給とし、当該役職の任期（任期途中で退任等をした前任者の残りの任期を含む）を更新するごとに、5号給を上限として1号給ごと上位の号給とすることができる。ただし、当該役職としての経験・実績又は就任予定の当該役職に値する優れた経歴があると認められる場合はこの限りではない。

(2) 賞与

6月の賞与	報酬月額×支給率
12月の賞与	報酬月額×支給率

備考

- 1 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者にそれぞれの賞与を支給する。これらの基準日前の1か月以内に退任、解任又は死亡した者についても同様とする。
- 2 支給率は、一般職員の賞与支給基準の例による。

(3) 退職慰労金

常勤役員	最終報酬月額×在任年数×0.5
------	-----------------

備考

- 1 在任年数は1か年単位とする。端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。
- 2 当該役職の任期を更新した場合にあっては、その通算在任期間をもって在任年数とする。

別表第2（第4条関係）非常勤役員の報酬等

(1) 報酬

区分	日額報酬	職 務
理事	10,000 円	理事会への出席、法人及び施設業務のための出席
監事	10,000 円	監事監査・指導、理事会への出席、法人及び施設業務のための出席
評議員	10,000 円	評議員会への出席、法人及び施設業務のための出席

備考

日額報酬の額は、源泉徴収すべき税額（所得税、復興特別所得税）控除後の金額とする。

(2) 退職慰労金

非常勤役員	20,000 円×在任年数
-------	---------------

備考

在任年数は1か年単位とする。端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。